

ID: 144

担当部署: 農政課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町新農業構造改善センター条例 第7条第1項		
例規番号	昭和61年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第7条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他センターの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>3 指定管理者は、地域住民以外の者からセンターの使用の申請があった場合において、使用の目的、範囲等を考慮して、その内容が適当なものであると認めるときは、必要な条件を付して使用の許可を与えることができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日